

議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会 12月総会

日 時 令和7年12月25日(木) 午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 十和地域振興局 2階大ホール

日 程

- 第1 指定第17号 会期の決定について
- 第2 指定第18号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 報告第23号 非農地証明事務処理報告について
- 第5 議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第7 議案第29号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第8 議案第30号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
- 第9 議案第31号 四万十町賃借料情報について
- 第10 その他

[出席委員]

- | | | | | |
|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力 |
| 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 | |

[欠席委員]

30. 澤田 憲男

[事務局]

小嶋 二夫・杉本 孝成・森光 愛・田村 亮・槇尾 拓生・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年もあと残すところ、今日を含めまして1週間となりました。今年も大変皆様にはお世話になりました。先月の総会の次の日なのですが、私と局長とが農業委員会の全国大会の方に行つてまいりました。その報告につきましては、後の方でまた報告させていただきますと思います。今年一年をここで振り返つてみたいと思います。

今年はずっと最初に、令和の米騒動ということで、米不足により米の高騰とありました。また備蓄米の放出等いろいろございました。それと4月より農業委員会の経営基盤促進法の改正によりまして、利用権の設定を公社を通じて行うという感じに一本化されました。これも今までやっておりませんでしたので、最初戸惑いがございました。

それと7月には熊本に視察に行つて参りました。九州に行つてみたいということで行きましたが、九州横断するというハードなスケジュールでしてお疲れになったと思います。それと今年の夏も2年連続の猛暑でございまして、大変暑い夏でそれが11月の初旬ぐらいまで高温が続きました。

それと今年も皆さんもご存知の通り熊の被害が大変多くて怪我をされた方、それからお亡くなりになられた方、毎日のように熊の被害が報告されるような状況が現在でも続いております。冬になったら出てこんという形でしたが、今の熊は冬になつても出てくるという状況です。

それと今年火事が大変多くありました。2月でしたか岩手県大船渡の山林火災、これが41日間も鎮火しなかったということで、史上最悪の火事ということになりました。最近起きました大分県の佐賀関の火事も家屋が170棟以上燃えるというような火事のニュースもございました。これも大変悲惨な状況でございました。

10月になりますと高市早苗新総裁が誕生いたしました。女性初の総理大臣ということでございまして、高派と言いますか、いろいろ高市カラーを発揮しておる最中でございます。支持率も今落ちて60の後半の支持率があるということを知っております。高市さんの今後の活躍を期待するところでございます。

それと今年のお米ほとんどの方が米農家でございますので、価格の高騰2、3年前の倍以上の価格になったということで、1万4、5千円ぐらいから1万6千円ぐらいの単価もついております。それ以上で売っている方もおります。収量もあつたということで、良い年だったと思います。それと最近まで掘つておりました生姜の方もおわかりましたが価格も収量もあつたということで、米農家、生姜農家にとってはいい年だったんじゃないかと思っております。

それと、先月も申しましたが、今年の3月末で地域計画を策定しまして、国の方に提出したんですが、そのブラッシュアップということで、地域計画を今後どのように進めていくのか、ブラッシュアップということが国から示されました。これにつきましては、農林水産課と今後どのように活動していくのかということも話し合いながら、決めてまいりたいと思っております。皆さん方にもいろいろお世話になることもあろうかと思っておりますので、今後もまたよろしくお願い申し上げたいと思っております。今年もいろいろございましたが、皆さん方につきましては、来年も含めて、どうかよろしくお願い申し上げたいと思っております。それではただ今より今年最後となります12月総会を始めたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会12月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号5番佐竹孝太委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後にございます。

5番 　～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員 　～ 朗読 ～

議長 　本日の会議に、30番澤田憲男委員から欠席の届けが出ております。

議長 　次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりであります。それでは議事に移ります。

　日程第1、指定第17号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会12月総会の会期は、令和7年12月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 　（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 　次に、日程第2、指定第18号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思っております。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 　（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認め、議事録署名委員に10番東出一茂委員と31番武市敏男委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 　日程第3、報告第22号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 　報告第22号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。議案書は3ページからです。件数につきましては窪川地域の1件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、下呉地字下影野173番3、地目 畑、面積65㎡です。届出日、令和7年11月18日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第22号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。

議長 特になければ、報告第22号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第23号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第23号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項、及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、ご報告いたします。

議案書4ページをご覧ください。今月は窪川地域から2件、西部地域から1件となっております。

番号1番、添付資料は1ページから2ページです。本堂字弓場416番4、地目、畑、面積74㎡、外1筆あり、合計2筆、面積96㎡です。416番4については、20年以上前から駐車場として利用しております。また、417番4については、現在は住宅を取り壊し更地となっておりますが、50年以上前から宅地として利用しています。令和7年11月19日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号2番、添付資料は3ページから4ページです。作屋字上屋敷548番1、地目、畑、面積92㎡、外1筆あり、合計2筆、面積233㎡です。申請地は、平成12年8月10日に登記された住宅を取り壊し現在は更地となっておりますが、20年以上前から住宅の敷地として利用しています。令和7年11月21日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。窪川地域からは以上です。

続いて西部地域です。番号3添付資料は5ページから6ページです。

土地の所在地、大正中津川字越ノ畝93番、地目畑、面積227㎡です。外2筆あり、計3筆、面積が計929㎡です申請地は10年以上前より不耕作となっております。令和7年11月28日担当委員と現地確認を行い、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め非農地証明を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第23号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第23号は終わります。

議長 続いて、日程第5、議案第27号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は 5 ページからです。申請地の位置は添付資料の 7 ページからになります。件数につきましては窪川地域 2 件、西部地域 2 件、計 4 件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、仁井田字永泉畑 172 番、地目、田、面積 1,453 m²です。

権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻、銀杏を栽培する計画となっています。

番号 2 番、土地の所在地、宮内字ウスツル井 1902 番、地目、田、面積 2,424 m²、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積、計 8,490 m²です。権利事由は使用貸借権の設定になります。貸出理由は相手方の要望、借受理由は本人希望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。窪川地域の説明は以上です。

続いて西部地域です。番号 3 番についてご説明します。

土地の所在地、大正中津川字ウシノダバ 161 番、地目、田、面積 426 m²です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻を耕作する計画です。

番号 4 番、土地の所在地、大正中津川字ウシノダバ 159 番、地目、田、面積 707 m²です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻を耕作する計画です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第 27 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について 8 番宮崎恵美子委員。

8 番

番号 1 番について説明いたします。譲渡人には 19 日に電話で確認し、譲受人には 21 日に会って確認をいたしました。現状は田んぼではありますが、1/3 ぐらいイチョウの木が植えてあります。聞くとところによるとそれはそのままにしておくそうです。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農業に従事していることも確認しています。取得する周辺農地には、営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は県外に在住のため耕作も困難であり、今まで管理を頼んでいたが買ってくれるというので譲ることにしたそうです。譲受人は地域の担い手でもあり、今後も今まで通り耕作するということですので、問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、番号 2 番について。2 番今井満隆委員。

2 番

12 月 23 日に譲受人、譲渡人に確認をいたしました。現在は水稻とピーマンを一部植えております。来年からは水稻になるということです。一筆だけ原野というところがあるんですけども、原野もピーマンとか野菜が植わっているような状態であります。譲受人は認定農業者ではないですが、年間 300 日程度は農業に従事しており、ピーマン、ネギ、菜花等多彩に耕作をしております。譲渡人、譲受人は親子関係であり問題はないと思います。また、周辺農地に支障ないことも確認しております。以上です。

議長 続きます、番号3番、4番。18番吉田健夫委員。

18番 12月22日に現地確認をいたしまして、現況は田であることを確認いたしました。譲受人は農地を有効的に利用しております。譲受人は年間150日以上農作業に従事していることを確認しております。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しております。譲渡人は町外に出ているため、今後継続して耕作が困難な状況のため、売買に至ったとのこと。譲受人は地域の担い手であり、意欲ある農家です。今後も水稻を耕作していくとのこと。譲受人は、住まいが町外になっているんですけども、2拠点で生活している方なので何の問題はないと思います。以上の確認の結果、番号3番4番の所有権移転は問題ないと判断いたしました。

議長 議案第27号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第27号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第27号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書6ページ、今月は窪川地域の1件です。番号1番について説明します。添付資料は11ページから14ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、平串字大道切480番1、地目田、面積1,397㎡の内940㎡の農地です。権利事由は、使用貸借権の設定です。借人・貸人は、記載のとおりです。転用目的は、進入路及び表土の仮置き場としての一時転用です。転用理由は、申請地西側に隣接する周辺の土地を、申請者(借人)が買収して公園施設を造成する計画ですが、前段として表土の剥ぎ取り工事及び水路外道の付け替え工事を行うにあたって、本申請地を一時的に進入路及び表土仮置き場とするものです。農地区分ですが、申請地は第3種農地の要件の一つである、「インターチェンジからおおむね300m以内にある農地」に該当するため、第3種農地と判断しています。

転用計画につきましては、14 ページの土地利用計画図に示している形で、進入路と表土の仮置き場として使用する計画です。周囲の状況・影響についてですが、東側は町道を挟み宅地、それ以外はすべて貸人所有地となっており、特に周辺農地への影響は無いものと考えております。土地の造成計画については、50 センチを超える土地造成は無く、整地と転圧等を行います。舗装等はありません。進入計画については、申請地東側の町道より進入します。水路上に鉄板を敷くため、町建設課へ水路の占有許可については申請中で許可見込みとの事です。排水計画については、排水は雨水のみで申請地内で自然浸透とし、浸透しきれない雨水については、勾配をつけて西側の買収予定地へ排出します。その他、町の予算書において、必要な事業費を確保していることを確認しています。議案第 28 号の説明は以上です。

議長 議案第 28 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について。29 番石田芳秋委員。

29 番 12 月 22 日に貸出人の方には確認いたしました。この通りということです。あと、利用計画の方は私がとやかく申し上げることはないと思います。以上です。

議長 議案第 28 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。議案第 29 号番号 28 番は、議席番号 32 番山本誠二委員が、番号 29 番は、議席番号 7 番浜田大彰委員と議席番号 28 番大西博之委員が、番号 30 番と 31 番については、議席番号 24 番市川絢子委員が、番号 32 番から 38 番については、私がそれぞれ四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から番号 27 番までの審議、採決を行い、その後その都度議事参与に該当する委員に退席していただき、番号 28 番から番号 38 番の審議、採決を行います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を説明します。議案書は 7 ページです。添付資料は 15 ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第 3 項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域 37 件、西部地域 1 件、計 38 件です。

権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番は農地中間管理機構を通じた売買となります。

番号 1 番、土地の所在地、志和字古道 1200 番、地目、田、面積、455 m²、外 7 筆あり、合計 8 筆、面積、計 8,664 m²です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は所有権移転です。

番号 2 番、土地の所在地、大井野字屋敷割 649 番 1、地目、田、面積、594 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積、計 3,071 m²です。設定は更新になります。期間は令和 8 年 1 月 16 日から令和 12 年 11 月 30 日の 4 年 11 か月です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 3 番から番号 13 番まで受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

土地の所在地、西原字大窪 818 番 2、地目、田、面積、395 m²、外 12 筆あり、合計 13 筆、面積、計 26,555 m²です。設定は新規ですが、相対利用権設定の更新になります。期間は令和 8 年 1 月 16 日から令和 13 年 1 月 15 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 14 番、土地の所在地、奥呉地字西ノ奥 646 番、地目、田、面積、935 m²、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積、計 8,898 m²です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 1 月 16 日から令和 12 年 11 月 30 日の 4 年 11 か月です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 15 番から番号 26 番まで受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

土地の所在地、興津字松ノ前 3885 番、地目、田、面積、951 m²、外 21 筆あり、合計 22 筆、面積、計 22,616 m²です。

設定は番号 15 番から 20 番までが新規、番号 21 番から 26 番までが再転貸になります。期間は番号 15 番と 16 番が令和 8 年 1 月 16 日から令和 10 年 11 月 30 日の 2 年 11 か月、番号 17 番から 20 番、22 番、23 番が令和 8 年 1 月 16 日から令和 11 年 1 月 15 日の 3 年、番号 21 番が令和 8 年 1 月 16 日から令和 8 年 11 月 1 日の 10 か月、番号 24 番が令和 8 年 1 月 16 日から令和 9 年 10 月 1 日の 1 年 9 か月、番号 25 番、26 番が令和 8 年 1 月 16 日から令和 9 年 10 月 31 日の 1 年 10 か月です。作物は、水稻と牧草を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。窪川地域の説明は以上です。

続いて西部地域です。

番号 27 番、土地の所在地、芳川字堺谷 552 番、地目、田、面積、1,045 m²です。外 4 筆あり計 5 筆、面積は計 3,781 m²です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 1 月 16 日から令和 17 年 12 月 31 日の 10 年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上となります。

議長 議案第 29 号、番号 1 番から 27 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 について。32 番山本誠二委員。

32 番 番号 1 番について譲渡人は 12 月 24 日、譲受人は 12 月 21 日に話を聞きました。現地確認も 21 日に行いました。現況は田であることを確認しています。譲受人は認定農業者でもあり、地域の担い手です。譲受人は農地を効率的に利用しています。また、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には、営農上悪影響を与えないことを確認しています。売買に至った経緯を譲渡人から聞きますと、長年にわたり譲受人と農地の貸借関係があったようで、売るならまず譲受人に話をすると決めていたようです。内容も促進計画通りで特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 2 番から 5 番まで。21 番岡村博晶委員。

21 番 番号 2 番について、貸出人、借受人から確認しました。12 月 23 日に借受人と面談しました。借受人は地域を担う経験豊富な農業者です。現地域でも耕作面積を増やす意欲的な農業者でもあり、周辺農地に悪影響を与えることなく営農を行っております。更新でもあり問題ないと思います。

続けて番号 3、4、5 番について。12 月 23 日に現地確認に行ったところ、農作業をしていた借受人に会い話を伺いました。3、4 は親戚筋で数年前から耕作している圃場でもあり、営農上特に問題ないと考えます。

5 番は昨年まで貸付人が他の者に貸付けていた圃場で、今年返還されてしまい借受人に依頼したところ、引き受けてくれたということです。借受人は認定農業者ではありませんが、意欲ある農業者であり、この地域に欠かせない担い手です。促進計画案の記載内容の通りでもあり、特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号 6 番から 10 番まで。23 番西内一隆委員。

23 番 番号 6 番から 10 番まで借受人が同じなので、まとめて報告します。12 月 22 日に現地で借受人と確認しました。で、現況地目はすべてきちんと管理された田で借受人は地域の中心的な担い手で水稻を栽培する専業農家です。新規の設定ですが、問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号 11 番から 13 番まで。29 番石田芳秋委員。

29 番 12 月 23 日に借受人の方に電話で確認しました。以前からこれの圃場を耕作していたということですので問題ないと思います。圃場の方も、もうすでに来年の作付けの準備もできており、きれいに管理ができていました。今後もしっかり管理が出来ることで問題ないと考えております。

議長 続きまして、番号 14 番について。28 番大西博之委員。

28 番 14 番について、先日 20 日に借受人から確認をいたしました。借受人は認定農業者ではありませんが兼業農家で酒屋さんの方へ勤めもって農業をしています。新規にはなっていますけども、この今案件で出ている農地は借受人が、以前からもう 3、4 年ぐらい前から作っている農地で、周辺にも悪影響も与えていませんので促進計画案通りで特に問題ないと思います。以上です。

議長 続きます、番号 15 番から 26 番まで。33 番橋本健太郎委員。

33 番 議案第 29 号 15 番から 20 番、借受人が同じなので一括して説明します。また、21 番から 26 番の促進計画も同じく借受人が同じですが、貸出人が公社であり再転貸なのでこの分は特に問題ないと判断されました。促進計画の 15 番から 20 番、23 日 24 日に借受人と貸出人に電話でお話を聞き、25 日現地確認をしてきました。現況はすべて田で、15 番の方は施設の方におられるみたいで本人確認ができませんでした。16 番の方は電話で確認できまして、内容も把握していました。17 番の方は県外の方で 5 回ほど電話しましたが出られずでした。18 番の方は電話で確認とりまして内容の通り確認できました。19 番の方も県外で同じく 5 回ほど電話しましたが繋がらなかったです。20 番の方とは電話で話をして内容確認できました。借受人は先月の議案にも出ていましたが、地域の担い手でもあり、周辺農地にも悪影響になるような感じもしておらず、農業従事日数も 350 日ほどありまして、内容も促進計画の通りで特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きます、番号 27 番について。17 番西川香代美委員。

17 番 27 番についてご報告いたします。昨日 24 日に貸出人、借受人二人から電話にて確認しました。借受人は認定農業者でもあり地域の担い手です。新規となっていますけど借受人はこの地区において、数年にわたり生姜の栽培をしています。特に問題ないと判断しました。

議長 議案第 26 号、番号 1 番から 27 番について質疑を許します。質疑はありますか。22 番掛水誠幸委員。

22 番 3 番から 13 番ですが意欲的に農業で稲を作っていたらいいのですが、この方広範囲にわたって米を作っているようなんですが、農機具の移動手段はどのようにしているのか分かったら教えてください。

議長 23 番西内一隆委員。

23 番 トラクターの方は 30 キロまで出るトラクターで移動して、あとコンバインは知り合いに運んでもらっているようです。

22 番 ありがとうございます。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 1 番から番号 27 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 1 番から番号 27 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 28 番の審議を行いますので、32 番山本誠二委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 28 番の説明をいたします。議案書は 13 ページ、添付資料は 109 ページからになります。番号 28 番は農地中間管理機構を通した売買となります。

番号 28 番、土地の所在地、志和字黒岩 1247 番、地目、田、面積、1,002 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積 計 3,280 m²です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は所有権移転です。

議長 議案第 29 号、番号 28 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足をお願いします。9 番山本道雄委員。

9 番 28 番について譲受人から確認をしました。12 月 23 日に伺いました。譲受人は認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。年間 150 日以上農作業に従事しております。譲受人は農地を効率的に利用しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えることはありません。それから売買額が少し安いように思われますが譲渡人の強い要望があつて売買に至ったそうです。水稻の後、きれいに耕耘されておりました。特に問題はないと思われます。以上です。

議長 議案第 29 号、番号 28 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 28 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 28 番は、原案のとおり可決されました。32 番山本誠二委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
山本誠二委員、番号 28 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 29 番の審議を行いますので、7 番浜田大彰委員と 28 番大西博之委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 29 番の説明をいたします。議案書は 14 ページ、添付資料は 115 ページからになります。土地の所在地、床鍋字入レ子口 892 番 1、地目、田、面積、1,799 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積 計 3,868 m²です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 1 月 16 日から令和 12 年 11 月 30 日の 4 年 11 か月です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

議長 議案第 29 号、番号 29 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。8 番宮崎恵美子委員。

8 番 番号 29 番について説明いたします。貸出人には 19 日電話で確認し、借受人からは 22 日に行き農地の確認をしてきました。借受人は認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。内容も促進計画の通りで、特に問題はありません。それと、図面の 892 番 2 は図面では一枚の田んぼになっておりますが、現状は 1 m ほどの段差のある二枚の田んぼになっておりまして、非常に耕作条件の悪いところですが、頑張って耕作しておりますので問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 29 号、番号 29 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を集結し採決します。
議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 29 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 29 番は、原案のとおり可決されました。7 番浜田大彰委員と 28 番大西博之委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

7 番浜田大彰委員、28 番大西博之委員、番号 29 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 30 番、番号 31 番の審議を行いますので、24 番市川絢子委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 30 番と 31 番の説明をいたします。議案書は 14 ページ、添付資料は 119 ページからになります。番号 30 番と 31 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

土地の所在地、中神ノ川字平太屋敷 709 番 4、地目、田、面積、821 m²、外 5 筆あり、合計 6 筆、面積、計 2,130 m²です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 1 月 16 日から令和 13 年 1 月 15 日の 5 年です。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

議長 議案第 29 号、番号 30 番及び 31 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。3 番谷脇誠郎委員。

3 番 12 月 22 日に、借受人は現地、貸出人は電話で確認をいたしました。番号 30 番、31 番は借受人が同一ですので、まとめて報告をさせていただきます。まず 30 番ですけれども夫婦で農業を行っていましたが、夫婦ともお亡くなりになられて家の方には親戚の方がおります。土地の名義は息子さんになっておりまして、町外に在住です。新規で 5 年で野菜を作るそうです。

それから 31 番ですけれども、ここもご夫婦でやっておりましたけれども両方とも亡くなられて、県外にいる息子さんの名義になっております。ここも新規で 5 年間、野菜を作るようになっております、借受人はですね、認定新規就農者でもあり、地域の担い手であります 150 日農作業も行うこと、それから周辺農地に悪影響をあたえないということを確認しております。以上のことで問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 議案第 29 号、番号 30 番及び 31 番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を集結し採決します。

議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 30 番及び 31 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 30 番及び 31 番は原案のとおり可決されました。24 番市川 絢子委員の除斥をとき、着席をしていただきます。市川 絢子委員、番号 30 番及び 31 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 32 番から 38 番の審議を行いますので、議長を宮脇 眞弓会長職務代理に交代して、私は退席します。

職務代理 よろしくお願ひします。では、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 32 番から 38 番の説明をいたします。番号 32 番から 38 番は受け人が同じなのでまとめて説明をいたします。

土地の所在地、藤ノ川字才能島 149 番 2、地目、畑、面積、479 m²、外 44 筆あり、合計 45 筆、面積 計 77,026 m²です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 1 月 16 日から令和 17 年 2 月 28 日の 9 年 1 か月です。作物は水稲・WCS・野菜を栽培する計画です。権利の種類は番号 32 番、33 番、35 番、38 番が賃貸借権の設定、番号 34 番、36 番、37 番が使用貸借権の設定です。

職務代理 議案第 29 号、番号 32 番から 38 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。31 番武市 敏男委員。

31 番 番号 32 から 38 について 12 月 23 日昼から現地確認と貸出人と借受人の方から確認をとってきました。借受人が同一のため、まとめて補足説明させていただきます。現状は田であることを確認しています。大小ありますが、同じ地区で平地の土地や山側の斜面のある土地があり、すべてまとめますと。約 7ha ほどになります。借受人は地域を代表する法人の方々と、認定農業者でもあります。積極的に農業に従事し、周辺農地の維持活動もしっかり行っております。

今回のこの集積等になった件ですが、農地の貸出人の方も高齢となりまた兼業農家の方もおり労力不足で、管理が難しくなってきました。同地区では以前から農事組合法人を立ち上げて、農地の集積集約に努めてきました。現時点では約 24ha ほどあります。今回の土地も含めると、約 32ha ほどになります。集積率も約 80%から 90%となり、地域の全体で管理していくこととなります。また、利用する水利等も一元管理ができ、末端まで水を回せると利点が多いと言っております。作物については、水稲と WCS になります。広大な面積ですが、防除等もドローンを 2 台体制で行っており、また近隣の地区の防除も受けて作業されています。期間も 9 年間と長期に管理されるということです。年間作業につきましても、地区の方々と地権者とバイト等を作業員も集めて、20 名から 30 名、多いときは 50 名 60 名で作業等を行っています。また、新規就農者の受け入れ態勢も行っており、現在 2 名の方がここで作業もされています。これらのことも踏まえて内容も促進計画案の通りなので、特に問題ないと判断します。以上です。

職務代理 議案第 29 号、番号 32 番から 38 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理 異議なしと認め、質疑を集結し採決します。

議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 32 番から 38 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

職務代理 挙手全員であります。よって、議案第 29 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 32 番から 38 番は、原案のとおり可決されました。19 番太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

太田祥一委員、番号 32 番から 38 番は、原案のとおり可決されました。議長を交代します。

議長 続いて、日程第 8、議案第 30 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 30 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。

議案書 19 ページ、添付資料は 171 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。ご審議、ご決定をお願いいたします。

今月は窪川地域 1 件です。

番号 1 番、西川角字トウロウデン 320 番、地目、畑、面積、135 m²です。登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 7 年 11 月 5 日、登記原因、平成 17 年 4 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認をしたところ、25 年以上前から権利者の家族で生姜を栽培したりなど管理をしており、今回ほかの土地を相続登記をするにあたり、名義を変更したということです。現地は添付資料 172 ページの写真のとおりで権利者が管理しています。説明は以上です。

議長 議案第 30 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。22 番掛水誠幸委員。

22 番 さつき事務局も言った通りでございますが、義務者の父がこちらに住んでおられたようですが、転居をするにあたって権利者の祖父との間にもう譲るので好きなように使ってくれということがあったようで、生姜が植わっていたようでございます。

議長 議案第 30 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を集結し採決します。

議案第 30 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 30 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9、議案第 31 号「四万十町賃借料情報提供について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 31 号、「四万十町賃借料情報提供について」を説明します。議案書は 20 ページです。

この賃借料情報提供とは、農地法第 52 条に基づき、地域ごとにおける賃借料の動向を収集し、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、農地の賃借料の情報提供を行うものです。今年 1 年間に賃貸借権を設定しました農地（議案件数 94 件、筆数 263 筆）について調査し、12 月総会の決定を経て公表となります。

この賃借料情報は、作物ごとに分類し、水稲以外は、旧町村単位で公表しています。水稲の部については、四万十町全体・基盤整備地域・未整備地域に分けています。あとは、野菜類、果樹、お茶を含めた普通畑の部、生姜の部、施設野菜の部、大豆の部の項目に分類しています。

賃借料は、10a 当たりの単価を算出し、表示しています。粳、玄米などの物納で契約のあった場合は、1 袋（30kg）当たり 13,100 円に換算して計算しています。この単価は今年の J A 高知県四万十支所、十和支所のヒノヒカリの単価を参照しています。

計算方法ですが、1 年間の賃借料を「地域」「作物」「基盤整備の有無」ごとに区分し、平均を求めます。また、その賃借料の中で、著しく高い場合、著しく低い場合はデータ外としています。著しく高いとは、平均額×1.7 倍を超えるもの、著しく低いとは平均額×0.3 倍を下回るものとし、そのデータは計算には含まれていません。それ以外の賃借料のデータで平均額、最高額、最低額を求め公表しています。

今年の水稲の部からいいますと四万十町の平均が 14,200 円になりまして、基盤整備地は 11,400 円、未整備地域ですと 17,300 円になります。畑（普通畑）の部におきましては、窪川地域の平均が 8,600 円、大正地域の平均は 19,300 円、十和地域の平均は 10,000 円となります。

生姜の部におきましては、窪川地域の平均が 13,800 円、大正地域の平均が 23,800 円となります。

施設野菜の部に置きますと、窪川地域の平均が 14,200 円となります。

大豆の部に置きますと、今年貸借がありませんでしたので、掲載無しとなります。

賃借料情報は単年度の集計となりますので、貸借の状況により金額が相場と違う場合があるかと思えます。単年で見ずに、過去数年の状況を見ながら考えていただけるように、そういったお話があった場合には地域の方に説明をしていただけたらと思います。簡単ですが説明は以上となります。

議長 議案第 31 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 31 号について質疑を許します。質疑はありませんか。27 番廣田智之委員。

27 番 水稲の部で基盤整備地域と未整備地域の結構格差があるなと思ってみているのですが、データ数も少ない気もするんですけど、どうしてかなと思って。

事務局 今回で基盤整備地域がすごく低くなっているのがデータ数、116 件中 67 件が農事組合法人藤の川ファーマーズの 1 万円に引っ張られて、結構額が下がっています。この価格の差が出ています。多分、未整備地域とかは物納が今回結構値が良くなっているので、それで上がったっていうので差がついたかなと思っています。以上です。

議長 他に何かないでしょうか。6 番下元誠一郎委員。

6 番 水稲の部で旧窪川町、旧大正町、旧十和村に分けてやった方がえいことないろうか。

議長 これも以前から問題になって以前は分けておりましたが、あまり違いもないし、一つにしたらどうかというのが数年前にありまして、数年前よりこう表示していこうということになっております。どうしても分たらいいということであれば、まだ戻すこともできますが、毎年協議しておりますが、分けなくていいんじゃないかという意見がありましたので、最近は四万十町一本化ということでやっております。そこらも含めてなんかご意見がありましたらお願いします。

議長 8 番宮崎恵美子委員。

8 番 畑の部が最高額は 3 万円って平均とったらそうなのかもしれんけど、サカタがかなり広い面積作りによって生姜を作る時には 6 万円って言ってたんですけど、生姜を作らん時には 2 万円になるっていう話は聞きましたけど、そんな最高額をこれ 3 万円ってこう

出すとよけい勘違いされりゃあせんろうかと思いますがどうでしょうね。

事務局

すみません、先ほども説明がありましたようにあくまで単年度でのデータから算出した額なので、農業委員会とかにその問い合わせが来た時にはですね、これではなくて過去5年間ぐらいのデータを出してですね、公表されていますので、5年間ぐらいを出して例えば平均にするとか3年間での平均にするとか、その辺で説明はしているところです。あくまでデータなのでこれで出すしかないような状況であります。

あと先ほど水稲の部で、大正、十和、あと窪川で分けたほうがいいんじゃないかというところですけど、会長からも話あったんですけど、窪川地域のデータ量がやはり多いので分けてもそれほど大正、十和でのデータ量が少なくてですね。一緒にしてもまさにそれほど変わらないということで、多分数年前から四万十町全体でいうことで出してきた経過があるというふうには聞いています。以上です。

議長

他に何かないでしょうか。普通の相場とは違うじゃないかと思われることがたくさんあると思いますが、あくまでもデータ上の平均。最低、最高額も案件で出てきた中での拾い出しですので、一般的な金額ではないということは知っておいていただきたいと思います。この賃借料情報を出すにあたって、役員会でも以前話があったんですが、農地利用集積等促進計画の部分で公社が中に入るようになりましたので、その場合金額が出てくる場合もありますが、最近ほとんど金額は出てきておりません。9割ぐらいとか、ほとんどがもう使用貸借でやっておりますので、賃借料情報の中に反映させにくいと。これはあくまでも公社との貸借になりますので、賃借料情報を出すにも件数自体が減ってくる可能性もあるし、その平均を取るという形にも差が出てくるということも懸念されると役員会でも話が出ておりました。公社が設定の時に細かく表示していただけないかということ、言いたいねという意見も出ておりました。今年度の情報を公表せないきませんので、データ上の数字ですよということを皆さんに知っていただいて、誰かに聞かれた時には説明をしていただきたいと思います。

議長

他に何かないでしょう。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を集結し採決します。

議案第31号「四万十町賃借料情報提供について」本案を原案のとおり承認し、農地法第52条に基づく四万十町賃借料情報を別紙のとおり提供することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 31 号「四万十町賃借料情報提供について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10、その他の件について議題とします。

議長 11 月 27 日 28 日と東京で行われました農業委員会全国大会に、私と局長の方で参加をいたしました。高知県では西から行きますと宿毛市農業委員会、黒潮町農業委員会、伊野町農業委員会、高知市農業委員会、南国市農業委員会、香美市農業委員会、それから高知女性ネットワーク、以上のところの会長さん、事務局、また農業会議からも行っていただきまして、合計 16 名で行ってまいりました。
(冒頭のあいさつにあった「全国農業委員会会長代表者集会について」詳細な報告)

議長 事務局何かありませんか。

事務局 皆さんのお手元に、A 4 で令和 7 年度農業委員会全員研修会についてという文書を置いているかと思います。毎年開催している研修会として、今年は、年明け来年の 1 月 20 日に開催するようになっていきます。午後 1 時半から 3 時半で、場所は役場本庁舎の東庁舎多目的大ホールで、通常の総会する場所です。これ一応全員参加になっている研修会になっています。ですが、どうしても都合がつかない場合は下の方にも書いていますけど、1 月 19 日の月曜日の正午までに必ず下記まで連絡をお願いいたします。

議長 他に何かないでしょうか。22 番掛水誠幸委員。

22 番 去年の稲の状態でごま葉枯れがすごく出て、私も 10a 当たり 10 俵取れる予定でしたが、9 俵しかありませんでした。その内容が月曜日に J A 四万十支所管内でエコ米というのをやっています、そこの説明でやっぱりケイカルデンキロセン類が反当たり数量がたならなかったらどうしてもごま葉枯れが出るということで、200 kg 使いなさいという助言がありましたので、一応情報提供として伝えておきます。200 kg を反当たり入れるのは非常に重労働ではあると思いますが、3 年間ぐらいですね。200 kg 入れてもろうたら効果が出てくるそうです。その効果が出てきた後を見てですね、あとは 100 kg ぐらいにおとしてみてもかまんようですので、それをお伝えしたいと思います。

地元で私の稲の作況調査をしてまいりましたが、取れてない人は 7 俵です。よく取れたら 100m も離れてないところの圃場で 10 俵とっていますので 3 袋というたら約 5 万円違いますので、これも資材の一部として入れると収量が取れるということで、もし皆さんが農業委員として聞かれることがあったら、そういう答えもしちゃってもらうたらと思います。前回の時にはアイアンサポートという話もしましたが、アイアンサポートは、一袋が 2,000 円を超えますので、結構高い資材ですがケイカルデンキロセンについては、それから言うと安いですが、ぜひ試しにどっかでやってみてください。以上です。

議長 他に何かないでしょうか。

なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度四万十町農業委員会12月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時10分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 10 番 _____

署名委員 31 番 _____